

高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「臨時特例つなぎ資金の貸付について」(平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第10号厚生労働事務次官通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が実施主体として行う臨時特例つなぎ資金貸付事業の運営に必要な貸付原資等の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費、補助率及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金交付申請書及び関係書類は、別記第1号様式のとおりとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容若しくは補助事業に要する対象経費の各区分間の配分を変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。)しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けな

いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する期間までの各年度における補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。
- (9) 補助事業を中止し、又は廃止した場合は、知事が定めるところにより貸付金の返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の全額に相当する金額を県に返還させることがあること。
- (10) 前号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務の運営費については、補助事業の中止又は廃止の後ただちに、補助事業の中止又は廃止の後において受け入れた貸付金の返還金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならないこと。
- (11) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（概算払）

第6条 知事は、補助事業を遂行するために必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による請求書によらなければならない。

（実績報告書）

第7条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業の完了の日から1月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月15日から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、同年5月29日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	基準額
<p>社会福祉法人高知県社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金貸付事業の運営に必要な貸付原資、初期投資等の施行準備及び運営事務に係る経費 貸付原資、職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、負担金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料</p>	<p>定額</p>	<p>予算の範囲内で措置する</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名

印

補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項及び高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額内訳書（別紙2）
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業計画書（別紙3）
- (4) 収支予算書

(別紙 1)

平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費	対象経費の 予定額	基準額	選定額	県補助所要額	備考
臨時特例つなぎ資金貸付事業	A	B	C	D	E	
合 計						

(注) 1 D欄は、B欄及びC欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 E欄は、D欄の額を記載すること。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てること。

(別紙2)

高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
1 臨時特例つなぎ資金貸付事業貸付原資	円		円	
2 臨時特例つなぎ資金貸付事業の初期投資等の施行準備及び運営事務に係る経費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
負 担 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
合 計				

(別紙3)

臨時特例つなぎ資金貸付事業計画書

1 高知県社会福祉協議会事業計画

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員	人	人	人	
同上中貸付事務職員				

(注) 兼任の場合は、「備考」欄にその本務を記入すること。

(2) 貸付業務委託市町村社協数 箇所
(管内市町村社協数 箇所)

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業計画

貸付予定件数	件	貸付予定金額	円
--------	---	--------	---

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名

印

変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じたので、高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 | 円 |
| 3 変更（中止・廃止）事項 | |

第3号様式 (第6条関係)

概 算 請 求 書

金 円

高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金（交付決定通知番号高知県指令 第 号）を下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通 当座	

第4号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名

印

事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業について、高知県補助金交付規則第11条第1項及び高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助金受入年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額調書(別紙1)
- (2) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額内訳書(別紙2)
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業実施状況報告書(別紙3)
- (4) 収支決算書(見込み)

(別紙1)

平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額調査書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出額 B	基準額 C	選定額 D	県補助所要額 E	県補助金 交付決定額 F	県補助金 受入済額 G	差引き過不足額	
								過 (G-E) H	不足 (E-G) I
臨時特例つなぎ資金 貸付事業									
合 計									

(注) 1 D欄は、B欄及びC欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 E欄は、D欄の額を記載すること。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てること。

(別紙2)

高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額内訳書

区 分	実 支 出 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
1 臨時特例つなぎ資金貸付事業貸付原資	円		円	
2 臨時特例つなぎ資金貸付事業の初期投資等の施行準備及び運営事務に係る経費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
負 担 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
合 計				

(別紙3)

臨時特例つなぎ資金貸付事業実施状況報告書

1 高知県社会福祉協議会事業実施状況

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員	人	人	人	
同上中貸付事務職員				

(注) 兼任の場合は、「備考」欄にその本務を記入すること。

(2) 貸付業務委託市町村社協数 箇所
(管内市町村社協数 箇所)

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業実施状況

貸付決定件数	件	貸付決定金額	円
貸付中件数	件	貸付中金額	円
償還済件数	件	償還済金額	円
原資残額 (貸付可能額)	円		